



よくあるお問い合わせ

Q1 病気を補償する特約の補償対象者(被保険者)の範囲は?

病気を補償する特約については、事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象 事業主、常勤の法人役員、社員、常勤のパート・アルバイト

対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

(※)常勤とは…

病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

■事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

Q2 原発性がんの診断確定後、その原発性がんの通院治療、入院治療を両方行った場合は、どのように補償されますか?

通院期間は「がん通院医療費用保険金」の補償対象となり、入院期間は「疾病入院医療費用保険金」の補償対象となります。

例



※上記は補償対象となる保険金のイメージ図であり、「がん通院医療費用保険金」および「疾病入院医療費用保険金」の補償内容、支払条件により上記と異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

※原発性がんにより先進医療・患者申出療養を受けた場合は、「がん先進医療等費用保険金」と「疾病先進医療等費用保険金」のどちらも補償対象となり、「がん先進医療等費用保険金」から優先して保険金が支払われますが、実際のご負担額を超えて支払われることはありません。

Q3 保険金はだれに支払われますか?

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

見積り依頼

同封の相談依頼シートに必要項目をご記入いただきFAX送信をお願い致します。追って地区担当者より連絡させていただきます。

- 病気を補償する特約のみの引受はできません。また、病気を補償する特約のみでは経営事項審査の加点対象にはなりませんのでご注意ください。
- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

(B-230523)

全国管工事業協同組合連合会の 病気補償制度 ハイパーメディカル **プラス**

～業務災害総合保険～

疾病入院補償特約、がん通院治療費用支援特約(拡張型)のご案内

大切な従業員の治療と 仕事の両立支援に!



病気補償がうれしい! 従業員の福利厚生に!

貴社の業務に従事する方を無記名で補償します。
従業員の年齢に関係なく病気による入院を補償します。
団体契約なので個別にご加入いただくよりも保険料が割安です。

集団扱

保険期間(1年間)

保険期間開始日は任意に設定可能です。

- *当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。
- *集団扱契約としてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。
- *集団扱契約を継続的にご利用いただくには、集団内での定足数「契約者数10名以上」や会員資格の維持等の条件があります。

集団扱契約でご契約後、会員資格を喪失された場合は、集団扱契約としての補償の継続はできません。必ず取扱代理店・扱者までご連絡ください。

集団扱契約の特長: 集団扱契約の場合、一般契約と比べて保険料が割安です。
一括払(一時払)の場合、保険料が5%割引となります。
分割払(月払)の場合、分割割増がありません。

2023.8版

2023年11月1日以降保険始期契約用

貴社の福利厚生に治療と仕事の両立支援をプラス!!

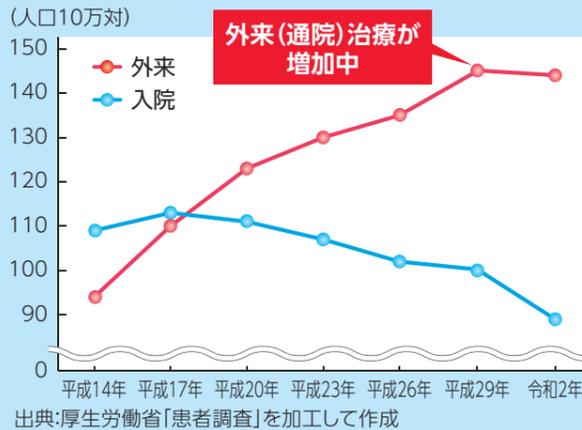
そのプログラムとして、

ハイパーメディカル **プラス** は

いかがですか?

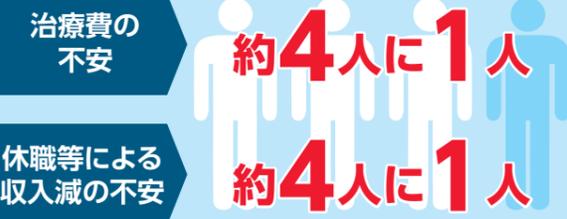
がんの治療は「入院」から「通院」へ

■がんの入院・外来受療率の推移



■がんの治療費負担と収入減が不安

治療と仕事を両立する上で困難であったこと (アンケート結果)



出典:東京都福祉保健局
「がん患者の就労等に関する実態調査」(平成31年3月)

～充実の病気補償!～

ハイパーメディカル **プラス** 3つの特長

特長1 個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償します。

特長2 保険料は年令・性別に関わりなく、貴社の事業内容および売上高により決定します。

特長3 がんの通院治療費用を実費で補償することにより、**治療と仕事の両立支援をサポート**します。

「健康サポートサービス」もお役に立ちます。



がん治療と仕事の両立支援サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

従業員向けサービス

社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに関連された方とご家族へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保障制度のご案内を行います。

企業向けサービス

人事労務ご担当者へ、がんに関連された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。



復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。

育児と治療や看病を両立するための支援制度について知りたい。

がんによる休職期間の目安を知りたい。



ご注意 事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限ります。



セカンドオピニオンアレンジサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

各診療科領域における学会で要職を経験した医師*(総合相談医*)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)を提供します。総合相談医*の判断により高度な専門性が求められる場合には、サービス委託会社が運営する評議員会で選考された専門医*の紹介(紹介状の作成)もします。状況に応じて、オンラインまたは電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

*ティーベック株式会社の用語定義です。



他の治療方法はないのか、相談したい。

手術することになったが、他に選択肢はないの?

高度な医療が必要らしい。どうしたらいいの?



24時間電話健康相談

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

ご利用例



夜中に受診できる病院を知りたい。

飲んでる薬の副作用について知りたい。



メンタルケアカウンセリングサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ご利用例



人前にでるのが怖い。

夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

- これらのサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。
- セカンドオピニオンアレンジサービスにおいて、医療行為は医師が法令に基づき行います。ティーベック株式会社が行うことはありません。



大切な従業員のための福利厚生

従業員の病気入院の補償として、**実費補償**をご用意しました。

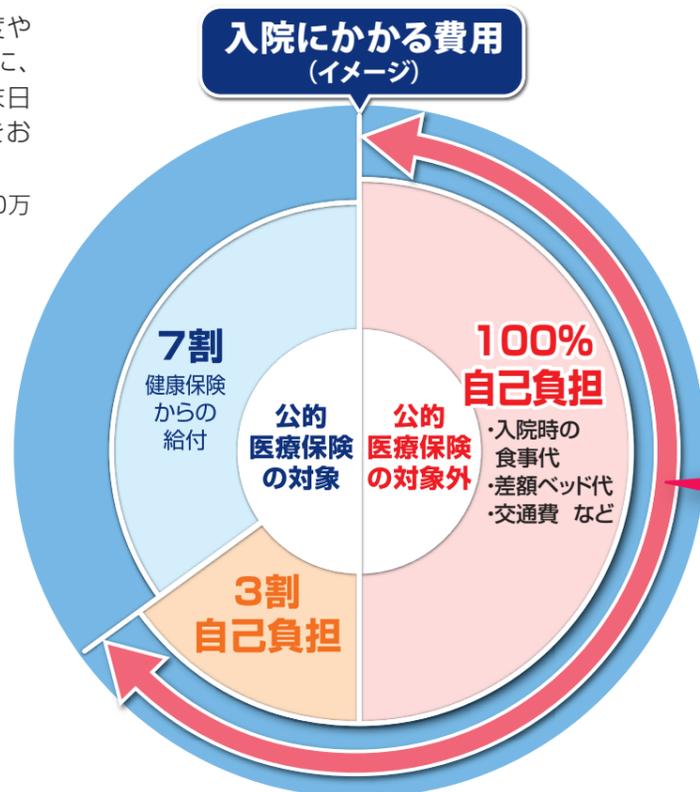
*その他に日額補償や手術補償(オプション)もあります。詳しくは、業務災害総合保険のパンフレット等をご覧ください。

実費補償

疾病入院医療費用保険金 最高200万円限度

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合に、その入院を開始した日から365日目の月の末日までに負担した右ページ①～⑦の費用などをお支払いします。

(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

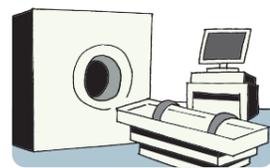


疾病先進医療等費用保険金 最高200万円限度

保険期間中に先進医療^(※3)または患者申出療養^(※4)を受けた場合に、負担した次の費用を補償します。(通院の場合も対象となります。)

(1回の療養につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

- **技術料**: 先進医療^(※3)または患者申出療養^(※4)の技術に係る費用をお支払いします。
- **交通費**: 先進医療^(※3)または患者申出療養^(※4)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。
- **宿泊施設の客室料**: 先進医療^(※3)または患者申出療養^(※4)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)



退院して数か月後に再発した場合のお支払について

同一の病気により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び開始した入院は新たな病気による入院とみなします。

※ご契約を継続し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。



ココを補償します！

1 入院時の治療費

入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

2 食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。

3 差額ベッド代

差額ベッド代を[ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。

4 交通費

入退院・転院時の交通費をお支払いします。

5 諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円(2023年5月現在)をお支払いします。病衣レンタル費、通信費などに充ちいただけます。

6 親族付添費^(※1)

親族付添費として1日につき4,200円(2023年5月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。



7 ホームヘルパーの雇入費用など

ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用^(※2)、保育所への預入費用^(※2)、介護施設への預入費用をお支払いします。((1.5万円×雇入・預入日数)限度)



(※1) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。

(※2) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

(※3) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

(※4) 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働省が定める患者申出療養をいい、患者申出療養ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

! 保険金をお支払いできない主な場合

● 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気

ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。

● むちうち症・腰痛などのうち、画像検査などで異常が認められないもの

● 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)

● 故意または重大な過失 ● アルコール依存・薬物依存 ● 自殺行為

● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染

…など



大切な従業員のための治療と仕事の両立支援

「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」は、「疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金」とセットでお引き受けします。

がん通院医療費用保険金

最高300万円限度

保険期間中に原発性がん^(※1)と診断確定され、その治療^(※2)を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院をした場合に、支払対象期間中^(※3)に負担した次の費用などに対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき300万円が限度)

- **通院時の治療費**：通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

がん先進医療等費用保険金

最高500万円限度

保険期間中に原発性がん^(※1)と診断確定され、その治療^(※2)を直接の目的として、先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けた場合に、支払対象期間中^(※3)に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき500万円が限度)

- **技術料**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)の技術に係る費用をお支払いします。
- **交通費**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。
- **宿泊施設の客室料**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

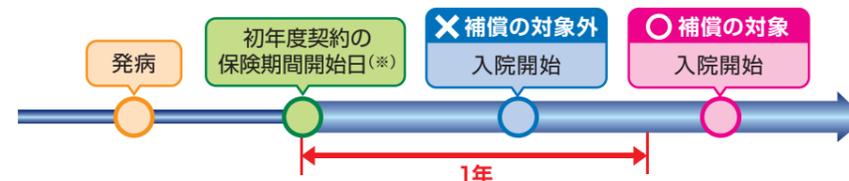
(※1) 原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。
 (※2) 原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。
 (※3) 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。
 ア. 原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間
 イ. 原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間
 (※4) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
 (※5) 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働省が定める患者申出療養をいい、患者申出療養ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。



ご契約時のご注意

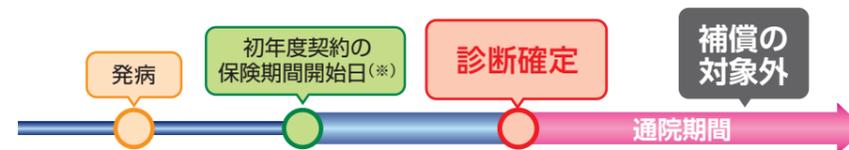
1 保険期間の開始前に発病していた病気の入院について

ご注意 「疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた病気の治療を目的とする入院等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。



2 保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意 「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた原発性がんは、保険金のお支払いの対象とはなりません。



ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

- ① そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
- ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

3 再発・転移により生じたがんについて

ご注意 「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた原発性がんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

4 継続契約について

ご注意 病気を補償する特約をセットされている場合においては、直前に弊社以外の保険会社で同種の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなせる場合があります。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

! 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた原発性がんおよびその再発・転移
ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。
- ① そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
- ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。